改正後

別表第１

生産品目				調査の範囲		調査の種類	提出部数	提出期日	提出先	都道府県知事から経産局長に提出期日済大臣から経産大臣に提出期日済	経産局長から経産大臣に提出期日済
				事業所	特定事業所						
鉄鋼及び鉄鋼加工製品	鉄鋼	銑鉄 フェロアロイ 粗鋼 鋼半製品 鍛鋼品 鋳鋼品									
		普通鋼熱間圧延鋼材	一般普通鋼熱間圧延鋼材 再生普通鋼熱間圧延鋼材								
		普通鋼冷間仕上鋼材、めっき鋼材及び冷間ロール成型形鋼	磨帯鋼・冷延鋼板 冷延広幅帯鋼 冷延電気鋼帯 ブリキ ティンフリースチール 亜鉛めっき鋼板 その他の金属めっき鋼板 簡易鋼矢板 軽量形鋼								
			磨棒鋼 鉄線 冷間圧造用炭素鋼線 硬鋼線 溶接棒心線 針金 亜鉛めっき硬鋼線								
		特殊鋼熱間圧延鋼材									
		特殊鋼冷間仕上鋼材	磨帯鋼 冷延広幅帯鋼 冷延鋼板								

現　行

（別添１）

別表第１

生産品目				調査の範囲		調査の種類	提出部数	提出期日	提出先	都道府県知事から経産局長に提出期日済大臣から経産大臣に提出期日済	経産局長から経産大臣に提出期日済
				事業所	特定事業所						
鉄鋼及び鉄鋼加工製品	鉄鋼	銑鉄 フェロアロイ 粗鋼 鋼半製品 鍛鋼品 鋳鋼品									
		普通鋼熱間圧延鋼材	一般普通鋼熱間圧延鋼材 再生普通鋼熱間圧延鋼材								
		普通鋼冷間仕上鋼材、めっき鋼材及び冷間ロール成型形鋼	磨帯鋼・冷延鋼板 冷延広幅帯鋼 冷延電気鋼帯 ブリキ ティンフリースチール 亜鉛めっき鋼板 その他の金属めっき鋼板 簡易鋼矢板 軽量形鋼								
			磨棒鋼 鉄線 冷間圧造用炭素鋼線 硬鋼線 溶接棒心線 針金 亜鉛めっき硬鋼線								
		特殊鋼熱間圧延鋼材									
		特殊鋼冷間仕上鋼材	磨帯鋼 冷延広幅帯鋼 冷延鋼板								

改正後

			磨棒鋼 冷間圧造用炭素鋼線 ＰＣ鋼線 ピアノ線 ステンレス鋼線 その他の特殊鋼線								
		鋼管	普通鋼鋼管 特殊鋼鋼管								
		鋳鉄管									
	鉄鋼加工製品	鋼索 ＰＣ鋼より線 金網 鉄くぎ 電気溶接棒 ドラム缶 十八リットル缶 食缶 一般缶									
一般機械器具	ボイラ及び原動機（自動車用、二輪自動車用、鉄道車両用及び航空機用のものを除く。）	内燃機関 ボイラ 蒸気タービン ガスタービン	はん用内燃機関 舶用ディーゼル機関								
					経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報（その一）	一部	翌月十五日	経済産業大臣		
	土木建設機械、鉱山機械及び破砕機	土木建設機械 鉱山機械 破砕機	装軌式トラクタ（ブルドーザに限る） 建設用クレーン 掘削機械 整地機械 アスファルト舗装機械 コンクリート機械 基礎工事用機械 高所作業車 破砕解体機 せん孔機 さく岩機								
					経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報（その二）	一部	翌月十五日	経済産業大臣		
	化学機械及び貯蔵槽	化学機械 貯蔵槽	ろ過機器 分離機器 集じん機器 熱交換器 混合機、かくはん機及び粉砕機 反応用機器 塔槽機器 乾燥機器								

現　行

			磨棒鋼 冷間圧造用炭素鋼線 ＰＣ鋼線 ピアノ線 ステンレス鋼線 その他の特殊鋼線								
		鋼管	普通鋼鋼管 特殊鋼鋼管								
		鋳鉄管									
	鉄鋼加工製品	鋼索 ＰＣ鋼より線 金網 鉄くぎ 電気溶接棒 ドラム缶 十八リットル缶 食缶 一般缶									
一般機械器具	ボイラ及び原動機（自動車用、二輪自動車用、鉄道車両用及び航空機用のものを除く。）	内燃機関 ボイラ 蒸気タービン ガスタービン	はん用内燃機関 舶用ディーゼル機関								
					経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報（その一）	二部	翌月十五日	経済産業大臣		
	土木建設機械、鉱山機械及び破砕機	土木建設機械 鉱山機械 破砕機	装軌式トラクタ（ブルドーザに限る） 建設用クレーン 掘削機械 整地機械 アスファルト舗装機械 コンクリート機械 基礎工事用機械 高所作業車 破砕解体機 せん孔機 さく岩機								
					経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報（その二）	二部	翌月十五日	経済産業大臣		
	化学機械及び貯蔵槽	化学機械 貯蔵槽	ろ過機器 分離機器 集じん機器 熱交換器 混合機、かくはん機及び粉砕機 反応用機器 塔槽機器 乾燥機器								

改正後

製紙機械、プラスチック加工機械、印刷・製版・製本及び紙工機械	製紙機械 プラスチック加工機械	射出成形機（手動式を除く。） 押出成形機 押出成形付属装置 ブロウ成形機								
	印刷機械 製版機械 製本機械 紙工機械									
ポンプ、圧縮機及び送風機（自動車用、二輪自動車用及び航空機用のものを除く。）	ポンプ（手動式及び消防ポンプを除く。） 真空ポンプ 圧縮機 送風機（排風機を含み、電気ブロワを除く。）									
				経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報（その六）	一部	翌月十五日	経済産業大臣		
油圧機器及び空気圧機器（航空機用のものを除く。）	油圧機器 空気圧機器									
				経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報（その七）	一部	翌月十五日	経済産業大臣		
運搬機械及び産業用ロボット	クレーン 巻上機 コンベヤ エレベータ（自動車用を除く。） エスカレータ 機械式駐車装置 自動立体倉庫装置 産業用ロボット									
動力伝導装置	固定比減速機（自動車用、二輪自動車用、自転車用及び航空機用のものを除く。） 歯車（粉末や金製品を除く。） スチールチェーン									
農業用機械器具及び木材加工機械	農業用機械器具 木材加工機械	整地用機器及び付属品 栽培用機器 管理用機器 収穫調整用機器								
				経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報（その十）	一部	翌月十五日	経済産業大臣		
金属工作機械	旋盤 研削盤 歯切り盤及び歯車仕上げ機械 専用機 マシニングセンタ その他の金属工作機械									
				経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報（その十一）	一部	翌月十五日	経済産業大臣		

現　行

製紙機械、プラスチック加工機械、印刷・製版・製本及び紙工機械	製紙機械 プラスチック加工機械	射出成形機（手動式を除く。） 押出成形機 押出成形付属装置 ブロウ成形機								
	印刷機械 製版機械 製本機械 紙工機械									
ポンプ、圧縮機及び送風機（自動車用、二輪自動車用及び航空機用のものを除く。）	ポンプ（手動式及び消防ポンプを除く。） 真空ポンプ 圧縮機 送風機（排風機を含み、電気ブロワを除く。）									
				経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報（その六）	二部	翌月十五日	経済産業大臣		
油圧機器及び空気圧機器（航空機用のものを除く。）	油圧機器 空気圧機器									
				経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報（その七）	二部	翌月十五日	経済産業大臣		
運搬機械及び産業用ロボット	クレーン 巻上機 コンベヤ エレベータ（自動車用を除く。） エスカレータ 機械式駐車装置 自動立体倉庫装置 産業用ロボット									
動力伝導装置	固定比減速機（自動車用、二輪自動車用、自転車用及び航空機用のものを除く。） 歯車（粉末や金製品を除く。） スチールチェーン									
農業用機械器具及び木材加工機械	農業用機械器具 木材加工機械	整地用機器及び付属品 栽培用機器 管理用機器 収穫調整用機器								
				経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報（その十）	二部	翌月十五日	経済産業大臣		
金属工作機械	旋盤 研削盤 歯切り盤及び歯車仕上げ機械 専用機 マシニングセンタ その他の金属工作機械									
				経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報（その十一）	二部	翌月十五日	経済産業大臣		

改正後

金属加工機械及び鋳造装置	金属加工機械 鋳造装置	金属一次製品製造機械 第二次金属加工機械 ダイカストマシン 鋳型機械 砂処理・製品処理機械及び装置								
				経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報（その十二）	一部	翌月十五日	経済産業大臣		
食料品加工機械、包装機械及び荷造機械（手動式のものを除く。）	食料品加工機械 包装機械及び荷造機械	個装・内装機械 外装・荷造機械								
				経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報（その十四）	一部	翌月十五日	経済産業大臣		
事務用機械	謄写機（謄写版を除く。）・事務用印刷機（B3版未満のオフセット印刷機） 複写機（ジアゾ式等を除く。） 金銭登録機	デジタル機 フルカラー機								
				経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報（その十六）	一部	翌月十五日	経済産業大臣		
ミシン及び繊維機械	ミシン	家庭用ミシン 工業用ミシン								
				経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報（その十七）	一部	翌月十五日	経済産業大臣		
	繊維機械									
冷凍機及び冷凍機応用製品	冷凍機 冷凍機応用製品	エアコンディショナ 冷凍・冷蔵ショーケース フリーザ（業務用冷凍庫を含む。） 除湿機 製氷機 チリングユニット（ヒートポンプ式を含む。） 冷凍・冷蔵ユニット								
	冷凍機及び冷凍機応用製品の補器 冷凍・空調用冷却塔			経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報（その十八）	一部	翌月十五日	経済産業大臣		
業務用サービス機器	自動販売機 自動改札機・自動入場機 業務用洗濯機 自動車用洗浄機器									
				経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報（その十九）	一部	翌月十五日	経済産業大臣		

現　行

金属加工機械及び鋳造装置	金属加工機械 鋳造装置	金属一次製品製造機械 第二次金属加工機械 ダイカストマシン 鋳型機械 砂処理・製品処理機械及び装置								
				経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報（その十二）	二部	翌月十五日	経済産業大臣		
食料品加工機械、包装機械及び荷造機械（手動式のものを除く。）	食料品加工機械 包装機械及び荷造機械	個装・内装機械 外装・荷造機械								
				経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報（その十四）	二部	翌月十五日	経済産業大臣		
事務用機械	謄写機（謄写版を除く。）・事務用印刷機（B3版未満のオフセット印刷機） 複写機（ジアゾ式等を除く。） 金銭登録機	デジタル機 フルカラー機								
				経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報（その十六）	二部	翌月十五日	経済産業大臣		
ミシン及び繊維機械	ミシン	家庭用ミシン 工業用ミシン								
				経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報（その十七）	二部	翌月十五日	経済産業大臣		
	繊維機械									
冷凍機及び冷凍機応用製品	冷凍機 冷凍機応用製品	エアコンディショナ 冷凍・冷蔵ショーケース フリーザ（業務用冷凍庫を含む。） 除湿機 製氷機 チリングユニット（ヒートポンプ式を含む。） 冷凍・冷蔵ユニット								
	冷凍機及び冷凍機応用製品の補器 冷凍・空調用冷却塔			経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報（その十八）	二部	翌月十五日	経済産業大臣		
業務用サービス機器	自動販売機 自動改札機・自動入場機 業務用洗濯機 自動車用洗浄機器									
				経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報（その十九）	二部	翌月十五日	経済産業大臣		

改正後

軸受、軸受メタル及びブッシュ	軸受 軸受メタル ブッシュ	玉軸受 ころ軸受 軸受ユニット								
				経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報（その二十）	一部	翌月十五日	経済産業大臣		
鉄構物及び架線金物	鉄構物	鉄骨 軽量鉄骨 橋りょう 鉄塔 水門（水門巻上機を含む。） 鋼管（ベンディングロールで成型したものに限る。）								
	架線金物	送変電用 配電用 通信線路用及び電車線用								
ばね	かさね板ばね つるまきばね ねじり棒ばね 線ばね うす板ばね ばね座金									
金型	プレス用金型 鍛造用金型 鋳造用金型 ダイカスト用金型 プラスチック用金型 ガラス用金型 ゴム用金型 粉末や金用金型									
機械工具	特殊鋼切削工具	ドリル（木工用を除く。） ミーリングカッタ ギヤーカッタ（ねじフライスを含む。） プローチ タップ及びダイス リーマ・バイト								
	ダイヤモンド工具 C（W）BN工具 超硬工具			経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報（その二十四）	一部	翌月十五日	経済産業大臣		
弁及び管継手	バルブ及びコック 管継手									
空気動工具、作業工具、のこ刃及び機械刃物	空気動工具 のこ刃 機械刃物									
	作業工具									

現　行

軸受、軸受メタル及びブッシュ	軸受 軸受メタル ブッシュ	玉軸受 ころ軸受 軸受ユニット								
				経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報（その二十）	二部	翌月十五日	経済産業大臣		
鉄構物及び架線金物	鉄構物	鉄骨 軽量鉄骨 橋りょう 鉄塔 水門（水門巻上機を含む。） 鋼管（ベンディングロールで成型したものに限る。）								
	架線金物	送変電用 配電用 通信線路用及び電車線用								
ばね	かさね板ばね つるまきばね ねじり棒ばね 線ばね うす板ばね ばね座金									
金型	プレス用金型 鍛造用金型 鋳造用金型 ダイカスト用金型 プラスチック用金型 ガラス用金型 ゴム用金型 粉末や金用金型									
機械工具	特殊鋼切削工具	ドリル（木工用を除く。） ミーリングカッタ ギヤーカッタ（ねじフライスを含む。） プローチ タップ及びダイス リーマ・バイト								
	ダイヤモンド工具 C（W）BN工具 超硬工具			経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報（その二十四）	二部	翌月十五日	経済産業大臣		
弁及び管継手	バルブ及びコック 管継手									
空気動工具、作業工具、のこ刃及び機械刃物	空気動工具 のこ刃 機械刃物									
	作業工具									

改正後

	ガス機器、石油機器及び太陽熱温水器	ガス機器 石油機器 太陽熱温水器	ガスこんろ ガス湯沸器 ガス温水給湯暖房機 ガス風呂がま ガスストーブ ガス温風暖房機 石油ストーブ 石油温風暖房機 石油温水給湯暖房機								
	半導体製造装置及びフラットパネル・ディスプレイ製造装置	半導体製造装置 フラットパネル・ディスプレイ製造装置									
電気機械器具	回転電気機械（航空機用のものを除く。）	直流機 交流発電機 電動機 電動機一体機器									
	静止電気機械器具（航空機用のものを除く。）	変圧器（電子機器に組み込まれるものを除く。） 電力変換装置 コンデンサ（電子機器用のものを除く。） 避雷装置 リアクトル 電気炉 電気溶接機									
	開閉制御装置（航空機用のものを除く。）	開閉制御装置 開閉機器									
	民生用電気機械器具	電子レンジ 電気がま ジャーポット 食器洗い乾燥機 電気冷蔵庫 クッキングヒーター 換気扇 電気温水器 自然冷媒ヒートポンプ式給湯機 家庭用電気井戸ポンプ 電気洗濯機 電気掃除機 温水洗浄便座 電気かみそり 電気マッサージ器具									
				経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報（その三十一）	一部	翌月十五日	経済産業大臣			

現　行

	ガス機器、石油機器及び太陽熱温水器	ガス機器 石油機器 太陽熱温水器	ガスこんろ ガス湯沸器 ガス温水給湯暖房機 ガス風呂がま ガスストーブ ガス温風暖房機 石油ストーブ 石油温風暖房機 石油温水給湯暖房機								
	半導体製造装置及びフラットパネル・ディスプレイ製造装置	半導体製造装置 フラットパネル・ディスプレイ製造装置									
電気機械器具	回転電気機械（航空機用のものを除く。）	直流機 交流発電機 電動機 電動機一体機器									
	静止電気機械器具（航空機用のものを除く。）	変圧器（電子機器に組み込まれるものを除く。） 電力変換装置 コンデンサ（電子機器用のものを除く。） 避雷装置 リアクトル 電気炉 電気溶接機									
	開閉制御装置（航空機用のものを除く。）	開閉制御装置 開閉機器									
	民生用電気機械器具	電子レンジ 電気がま ジャーポット 食器洗い乾燥機 電気冷蔵庫 クッキングヒーター 換気扇 電気温水器 自然冷媒ヒートポンプ式給湯機 家庭用電気井戸ポンプ 電気洗濯機 電気掃除機 温水洗浄便座 電気かみそり 電気マッサージ器具									
				経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報（その三十一）	二部	翌月十五日	経済産業大臣			

改正後

電球、配線及び電気照明器具	電球 配線及び電気照明器具	白熱電球 放電ランプ ＬＥＤランプ 配線器具 電気照明器具								
				経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報（その三十二）	一部	翌月十五日	経済産業大臣		
通信機械器具及び無線応用装置	電話機 電話応用装置 ファクシミリ 交換機 搬送装置 無線通信機器（衛星通信装置を含む。） ネットワーク接続機器	ボタン電話装置 インターホン								
				経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報（その三十三）	一部	翌月十五日	経済産業大臣		
民生用電子機械器具	薄型テレビ ビデオカメラ（放送用を除く。） デジタルカメラ カーオーディオ カーナビゲーションシステム 補聴器									
				経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報（その三十四）	一部	翌月十五日	経済産業大臣		
電子部品	受動部品 接続部品 電子回路基板 電子回路実装基板 変換部品 メモリ部品 スイッチング電源	抵抗器 固定コンデンサ トランス インダクタ（コイルを含む） 機能部品 スイッチ（通信・電子装置用に限る。） コネクタ リレー（有線通信機器用に限る。） 音響部品 磁気ヘッド 磁気テープ 光ディスク								
電子管、半導体素子、集積回路、液晶素子及び太陽電池モジュール	電子管 半導体素子 集積回路 液晶素子 太陽電池モジュール									
				経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報（その三十六）	一部	翌月十五日	経済産業大臣		
電子計算機及び情報端末	電子計算機本体 情報端末	はん（汎）用コンピュータ（メインフレーム） ミッドレンジコンピュータ パーソナルコンピュータ								

現　行

電球、配線及び電気照明器具	電球 配線及び電気照明器具	白熱電球 放電ランプ ＬＥＤランプ 配線器具 電気照明器具								
				経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報（その三十二）	二部	翌月十五日	経済産業大臣		
通信機械器具及び無線応用装置	電話機 電話応用装置 ファクシミリ 交換機 搬送装置 無線通信機器（衛星通信装置を含む。） ネットワーク接続機器	ボタン電話装置 インターホン								
				経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報（その三十三）	二部	翌月十五日	経済産業大臣		
民生用電子機械器具	薄型テレビ ビデオカメラ（放送用を除く。） デジタルカメラ カーオーディオ カーナビゲーションシステム 補聴器									
				経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報（その三十四）	二部	翌月十五日	経済産業大臣		
電子部品	受動部品 接続部品 電子回路基板 電子回路実装基板 変換部品 メモリ部品 スイッチング電源	抵抗器 固定コンデンサ トランス インダクタ（コイルを含む） 機能部品 スイッチ（通信・電子装置用に限る。） コネクタ リレー（有線通信機器用に限る。） 音響部品 磁気ヘッド 磁気テープ 光ディスク								
電子管、半導体素子、集積回路、液晶素子及び太陽電池モジュール	電子管 半導体素子 集積回路 液晶素子 太陽電池モジュール									
				経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報（その三十六）	二部	翌月十五日	経済産業大臣		
電子計算機及び情報端末	電子計算機本体 情報端末	はん（汎）用コンピュータ（メインフレーム） ミッドレンジコンピュータ パーソナルコンピュータ								

改正後

	電気計測器及び電子応用装置	電気計器 電気測定器 工業用計測制御機器 ガス警報器 X線装置 放射性物質応用機器 放射線測定器 超音波応用装置 その他の電子応用装置									
	電池	乾電池 蓄電池	酸化銀電池 アルカリマンガン乾電池 リチウム電池 鉛蓄電池 アルカリ蓄電池 リチウムイオン蓄電池								
					経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報（その三十九）	一部	翌月十五日	経済産業大臣		
輸送機械器具	自動車（戦闘用自動車を除く。）	乗用車 バスシャシー（完成車を含む。） トラックシャシー（完成車を含む。） 特殊自動車 トレーラ 二輪自動車（モータースクータを含む。） 車体									
					経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報（その四十）	一部	翌月十五日	経済産業大臣		
	自動車部品及び内燃機関電装品	自動車部品 内燃機関電装品（自動車用以外のものを含む。） 二輪自動車部品	エンジン 気化器 ショックアブソーバ 計器類 ブレーキ装置								
	自転車及び車いす（原動機付自転車を除く。）	完成自転車									
					経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報（その四十三）	一部	翌月十五日	経済産業大臣		
		車いす									
					経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報（その四十三）	一部	翌月十五日	経済産業大臣		
	産業車両	動力付運搬車									
					経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報（その四十四）	一部	翌月十五日	経済産業大臣		

現　行

	電気計測器及び電子応用装置	電気計器 電気測定器 工業用計測制御機器 ガス警報器 X線装置 放射性物質応用機器 放射線測定器 超音波応用装置 その他の電子応用装置									
	電池	乾電池 蓄電池	酸化銀電池 アルカリマンガン乾電池 リチウム電池 鉛蓄電池 アルカリ蓄電池 リチウムイオン蓄電池								
					経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報（その三十九）	二部	翌月十五日	経済産業大臣		
輸送機械器具	自動車（戦闘用自動車を除く。）	乗用車 バスシャシー（完成車を含む。） トラックシャシー（完成車を含む。） 特殊自動車 トレーラ 二輪自動車（モータースクータを含む。） 車体									
					経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報（その四十）	二部	翌月十五日	経済産業大臣		
	自動車部品及び内燃機関電装品	自動車部品 内燃機関電装品（自動車用以外のものを含む。） 二輪自動車部品	エンジン 気化器 ショックアブソーバ 計器類 ブレーキ装置								
	自転車及び車いす（原動機付自転車を除く。）	完成自転車									
					経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報（その四十三）	二部	翌月十五日	経済産業大臣		
		車いす									
					経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報（その四十三）	二部	翌月十五日	経済産業大臣		
	産業車両	動力付運搬車									
					経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報（その四十四）	二部	翌月十五日	経済産業大臣		